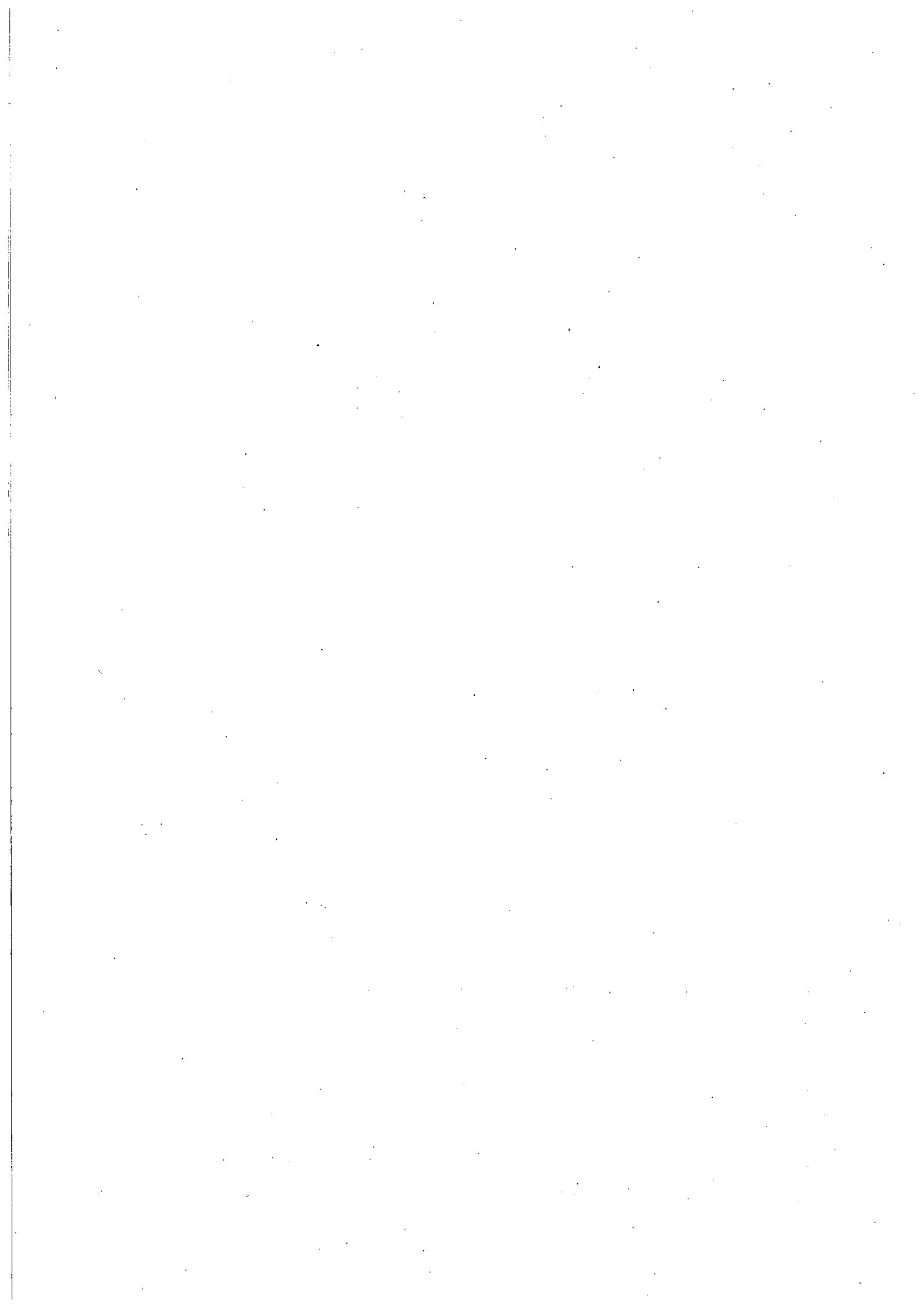


令和6年第1回

八千代市議会定例会議案

八千代市



目 次

議案第1号	八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第2号	八千代市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	5 頁
議案第3号	八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第4号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第5号	八千代市入札契約適正化委員会条例の一部を改正する条例の制定について	11 頁
議案第6号	八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第7号	八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15 頁
議案第8号	八千代市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	17 頁
議案第9号	やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19 頁
議案第10号	八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23 頁
議案第11号	八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	27 頁
議案第12号	八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	29 頁

議案第13号	八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31頁
議案第14号	八千代市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	33頁
議案第15号	令和5年度八千代市一般会計補正予算(第11号)	35頁
議案第16号	令和5年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	35頁
議案第17号	令和5年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	35頁
議案第18号	令和5年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	35頁
議案第19号	令和6年度八千代市一般会計予算	35頁
議案第20号	令和6年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算	35頁
議案第21号	令和6年度八千代市介護保険事業特別会計予算	36頁
議案第22号	令和6年度八千代市墓地事業特別会計予算	36頁
議案第23号	令和6年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算	36頁
議案第24号	令和6年度八千代市水道事業会計予算	36頁
議案第25号	令和6年度八千代市公共下水道事業会計予算	36頁
議案第26号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度八千代市一般会計補正予算(第10号))	37頁
議案第27号	教育委員会委員の任命について	39頁

議案第1号

八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

八千代市長 服部友則

八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年八千代市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2 八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるものの項から八千代市ひとり親家庭

医療費等の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるものの項までを次のように改める。

八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	健康保険法（大正11年法律第70号），船員保険法（昭和14年法律第73号），私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号），国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号），地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）その他の法令による医療に関

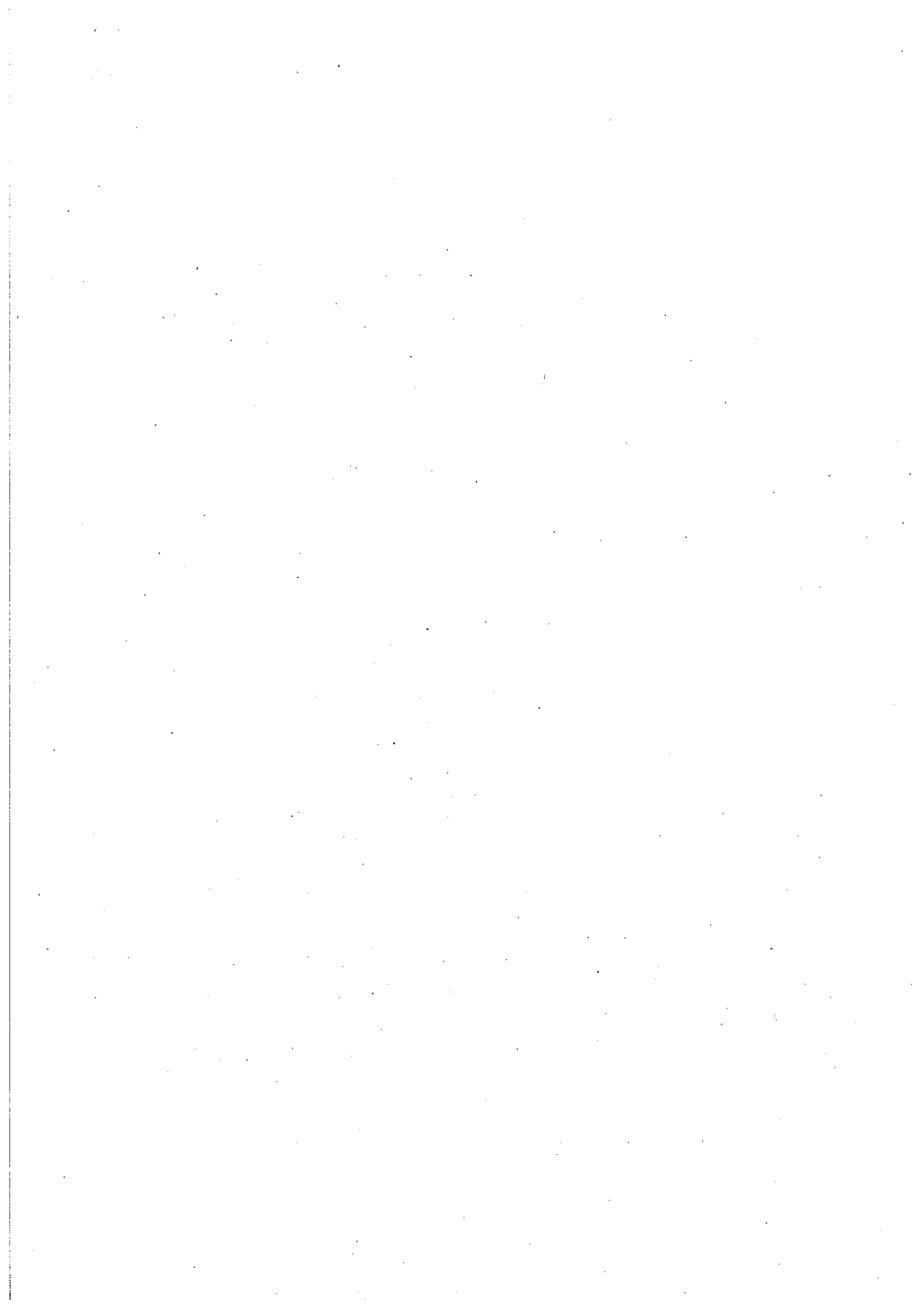
	する給付の支給に関する情報（以下「医療保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	八千代市子ども医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
八千代市子ども医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険関係情報であって規則で定めるもの
八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 2 号

八千代市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市職員定数条例の一部を改正する条例
八千代市職員定数条例（昭和 2 9 年八千代市条例第 4 号）の一部を次のよう
に改正する。

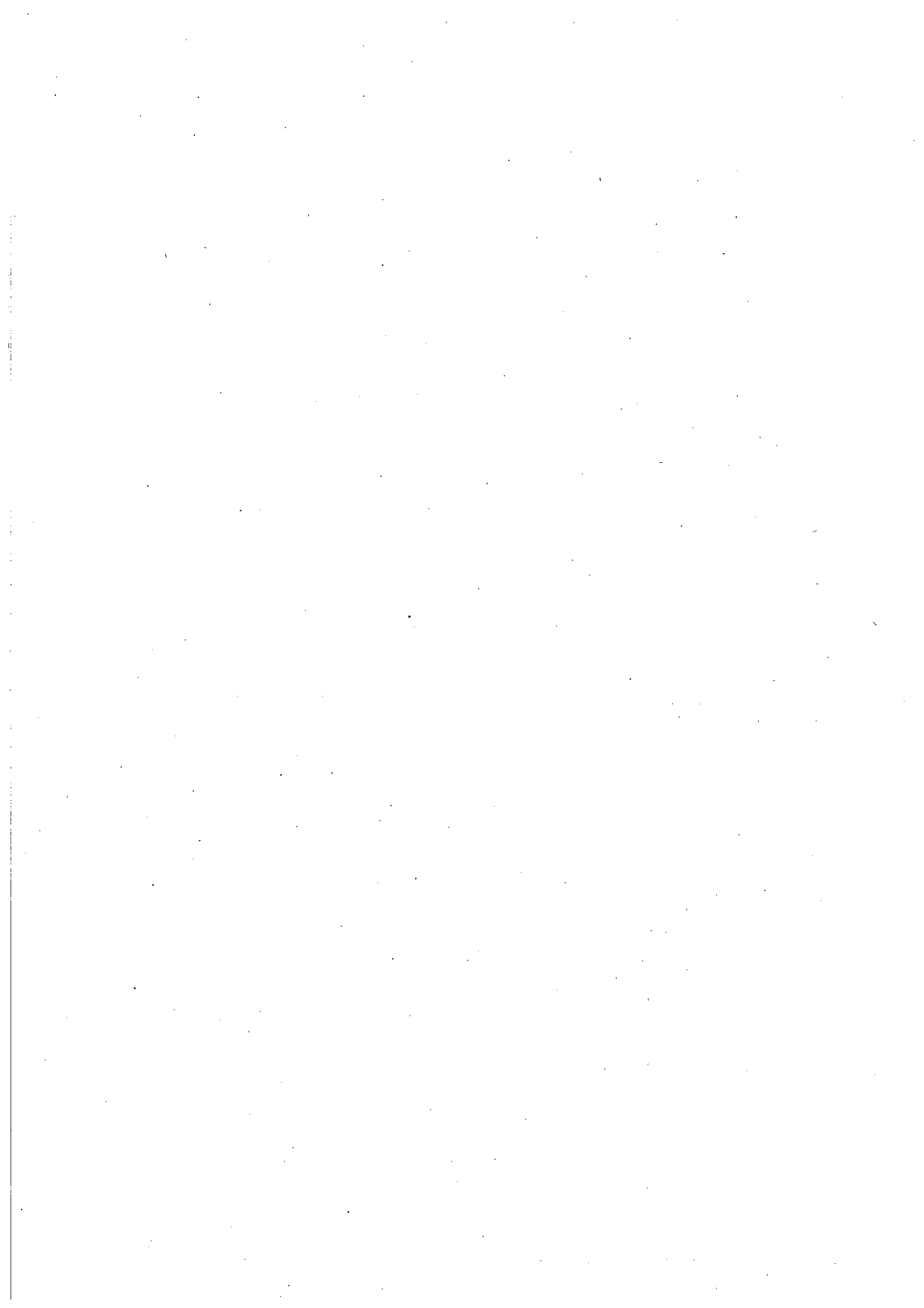
別表消防職員の項中「2 3 0」を「2 3 2」に改め、同表合計の項中「1,
3 2 6」を「1, 3 2 8」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

消防の職員定数を改定するため、条例を改正いたしたい。



議案第 3 号

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 4 9 年
八千代市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 に次のように加える。

学校運営協議会委員	1 年につき	4, 5 0 0
-----------	--------	----------

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

学校運営協議会の委員の報酬額を定めるため，条例を改正いたしたい。

議案第4号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

八千代市長 服部友則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成12年八千代市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第41号の表建築基準法第87条の3第7項の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合は許可の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「政令」という。）第137条の12第6項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
政令第137条の12第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する	道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替	1件につき 27,000円

る大規模の修繕又は 大規模の模様替に係 る認定の申請に対す る審査	に係る認定申請手数料	
--	------------	--

第2条第41号の表建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定の申請に対する審査の項中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」を「政令」に改める。

第2条第43号の表及び同条第45号の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第5号

八千代市入札契約適正化委員会条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市入札契約適正化委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

八千代市長 服部友則

八千代市入札契約適正化委員会条例の一部を改正する条例

八千代市入札契約適正化委員会条例（平成17年八千代市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「，一般競争入札」を「又は一般競争入札」に改め，「又は市長等がする建設業者の客観的事項についての審査を受けた者」を削り，同号に次のように加える。

ウ 契約の相手方として選定されなかった理由に関すること。 随意契約において契約の相手方として選定されなかった者（市が発注した工事又は製造の請負，物件の売買その他の契約の種類のうち，市長等が定める業種に登録されている者に限る。）

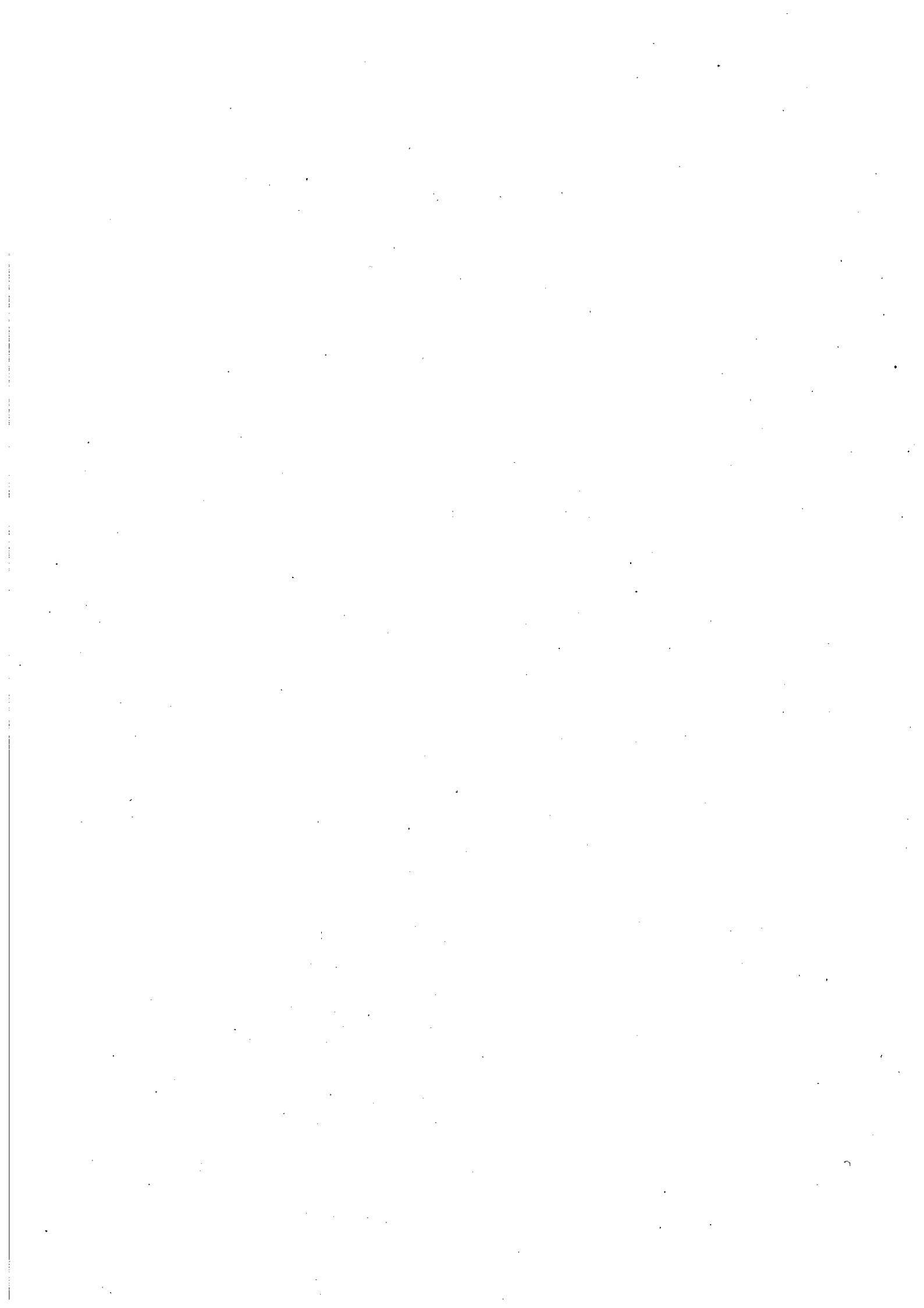
第3条第1項中「3人以内」を「3人」に改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

提案理由

入札契約適正化委員会の所掌事務を変更する等のため，条例を改正いたしたい。



議案第6号

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

八千代市長 服部友則

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例

八千代市市営住宅等管理条例（平成9年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ク中「又は(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同号ク(ア)中「又は配偶者暴力防止等法第5条」を「、配偶者暴力防止等法第5条」に改め、「による保護」の次に「又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による保護」を加え、同号ク(イ)中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加え、同号クに次のように加える。

(ウ) 女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者及びこれに準ずる者として市長が認める者

第2条第4号に次のように加える。

ケ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（クに掲げる者を除く。）で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等（(イ)において「犯罪等」という。）により収入が減少し、生計を維持することが困難となったと認められる者

(イ) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となったと認められる者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

犯罪被害者等基本法上の犯罪被害者等に係る市営住宅の入居者資格を明らかにするに当たり用語の定義を見直す等のため、条例を改正いたしたい。

議案第7号

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

八千代市長 服部友則

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年八千代市条例第7号）の一部を次のように改正する。

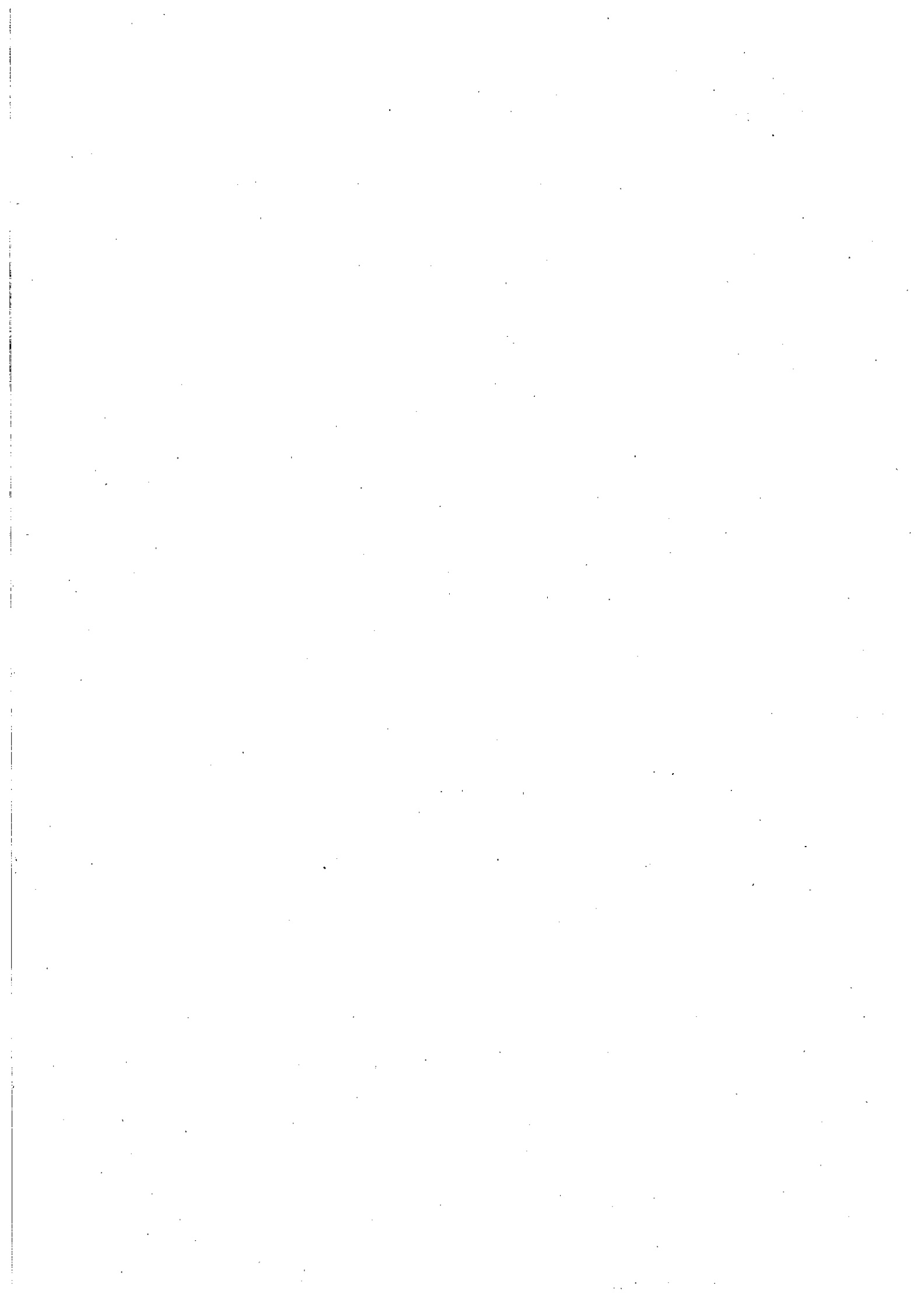
第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方公営企業法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 8 号

八千代市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市水道事業給水条例の一部を改正する条例

八千代市水道事業給水条例（平成 9 年八千代市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

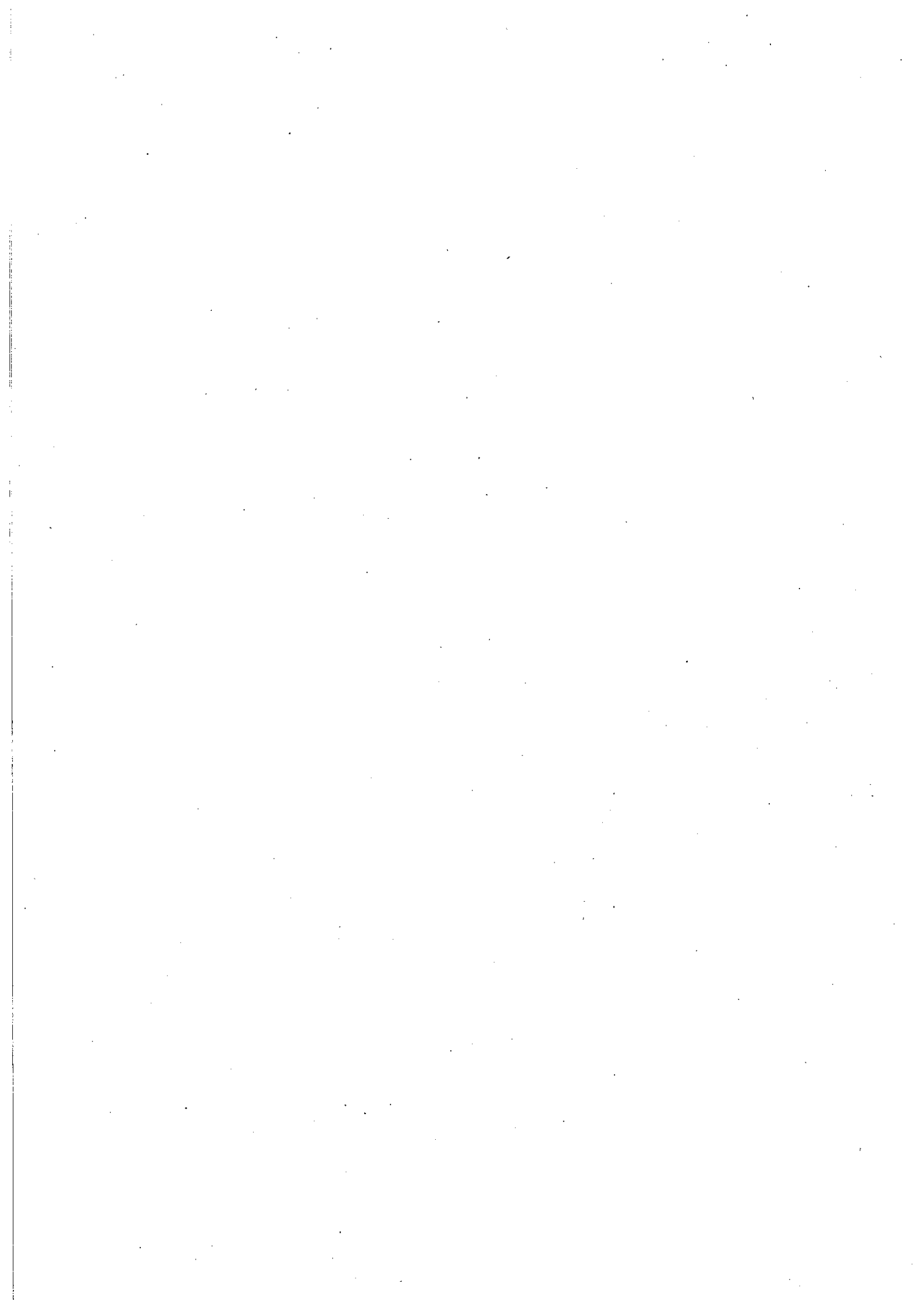
第 5 条，第 3 5 条第 2 項及び第 3 8 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

水道法の一部改正に伴い，条例を改正いたしたい。



議案第9号

やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

八千代市長 服部友則

やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例（平成24年八千代市
条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「資するため」の次に「、道路利用者の利便性を向上するとともに、
地域のにぎわいを創出するため並びに防災機能を強化するため」を加える。

第4条第1号中「提供」の次に「又は物品の販売等」を加え、同条中第5号
を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 農業者及び農業交流センターに来館する者の交流の促進に関すること。

(6) 災害の対応に関すること。

第6条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同
条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 農業交流センターの利用料金の収受、減免及び還付に関すること。

第9条中「30日」を「40日」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3
号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 利用料金の収入の状況に関する事項

第10条中「の休館日は、次のとおり」を「は、無休」に改め、同条ただし
書中「臨時に開館し、又は休館する」を「これを変更する」に改め、同条各号
を削る。

第18条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「別表に定める額の使

用料を納付しなければ」を「指定管理者が定める期日までに、指定管理者に利用料金を支払わなければ」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第19条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「特に必要があると認めるときは、使用料」を「規則で定めるところにより、利用料金」に改める。

第20条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長が必要と認める場合は」を「指定管理者は、規則で定めるところにより」に改める。

第22条第4項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において利用者は、第18条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第1項の規定により指定管理者に既に支払われた利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第19条、第20条及び別表の規定の適用については、第19条及び第20条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者は、規則で定めるところにより」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、別表中「第18条第2項」とあるのは「第22条第4項」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

別表を次のように改める。

別表（第18条第2項）

区 分	利 用 料 金	
農産物・加工品販売所	売上額に100分の30を乗じて得た額	
農産物加工所	1 時 間	2, 5 1 0 円
喫茶コーナー	売上額に100分の30を乗じて得た額	

第1研修室	1 時 間	880円
第2研修室	1 時 間	880円
調理実習室	1 時 間	1,480円
その他付随施設	売上額に100分の30を乗じて得た額	

備考

- 1 営利の目的をもって第1研修室、第2研修室又は調理実習室を利用する場合は、当該区分の利用料金の額に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 2 本市に住所又は事務所を有する者以外の者が第1研修室、第2研修室又は調理実習室を利用する場合は、当該区分の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から附則第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後のやちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条から第20条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前のやちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第18条から第20条まで及び別表の規定によりされた使用料の納付、減免及び還付であって、施行日以後の利用に係るものは、改正後の条例第18条から第20条までの規定によりされた利用料金の支払、減免及び還付とみなす。この場合において、改正前の条例第18条中「別表に定める額の使用料」とあるのは、「やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和6年八千代市条例第 号）附則第4項の規定により指定管理者が定めた利用料金の額に準じて市長が別に定める使用料」と読み替えるものとする。

(準備行為)

- 4 改正後の条例第18条第2項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

農業交流センターの業務の拡大、利用料金制の導入等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第10号

八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

八千代市長 服部友則

八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例（平成9年八千代市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「農業生産者」を「農業者」に改め、「深めるため」の次に「、道路利用者の利便性を向上するとともに、地域のにぎわいを創出するため並びに防災機能を強化するため」を加える。

第3条の表中「八千代市米本4,905番地1」を「八千代市島田2,076番地」に改める。

第4条第1号中「提供」の次に「又は物品の販売等」を加え、同条第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 災害の対応に関すること。

第4条第2号中「農業情報」の次に「及び地域情報」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 農業者、商工業者及びふるさとステーションに来館する者の交流の促進に関すること。

第6条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) ふるさとステーションの利用料金の収受、減免及び還付に関すること。

第9条中「30日」を「40日」に改め、同条第3号中「前2号」を「前

3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 利用料金の収入の状況に関する事項

第10条中「の休館日は、次のとおり」を「は、無休」に改め、同条ただし書中「臨時に開館し、又は休館する」を「これを変更する」に改め、同条各号を削る。

第18条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「別表に定める使用料を納付しなければ」を「指定管理者が定める期日までに、指定管理者に利用料金を支払わなければ」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第19条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「特に必要があると認めるときは、使用料」を「規則で定めるところにより、利用料金」に改める。

第20条(見出しを含む。)中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長が特に必要と認めるときは」を「指定管理者は、規則で定めるところにより」に改める。

第22条第4項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において利用者は、第18条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第1項の規定により指定管理者に既に支払われた利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第19条、第20条及び別表の規定の適用については、第19条及び第20条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者は、規則で定めるところにより」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、別表中「第18条第2項」とあるのは「第22条第4項」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

別表中「第18条」を「第18条第2項」に、

単 位	使 用 料
1 月	691,690円
1 月	74,700円
1 月	537,940円

を

利 用 料 金
売上額に100分の30を乗じて得た額
売上額に100分の30を乗じて得た額
売上額に100分の30を乗じて得た額

に改める。

第2条 八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の表中「八千代市島田2,076番地」を「八千代市米本4,905番地1」に改める。

別表レストラン（ラウンジを含む。）の項中「（ラウンジを含む。）」を削り、同表に次のように加える。

物産販売施設	売上額に100分の30を乗じて得た額
飲食提供施設	売上額に100分の30を乗じて得た額
その他付随施設	売上額に100分の30を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項の規定 公布の日

(2) 第1条中第3条の表の改正規定 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 第2条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において規則で定める日

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条から第20条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 施行日前に第1条の規定による改正前の八千代ふるさとステーションの設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為であつて、施行日以後の利用に係るものは、改正後の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 4 改正後の条例第18条第2項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

提案理由

ふるさとステーションの業務の拡大、利用料金制の導入等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 11 号

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年八千代市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 24 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第 37 条第 3 項中「第 7 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

第 54 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 24 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 1 2 号

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

八千代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年八千代市条例第 3 1 号) の一部を次のように改正する。

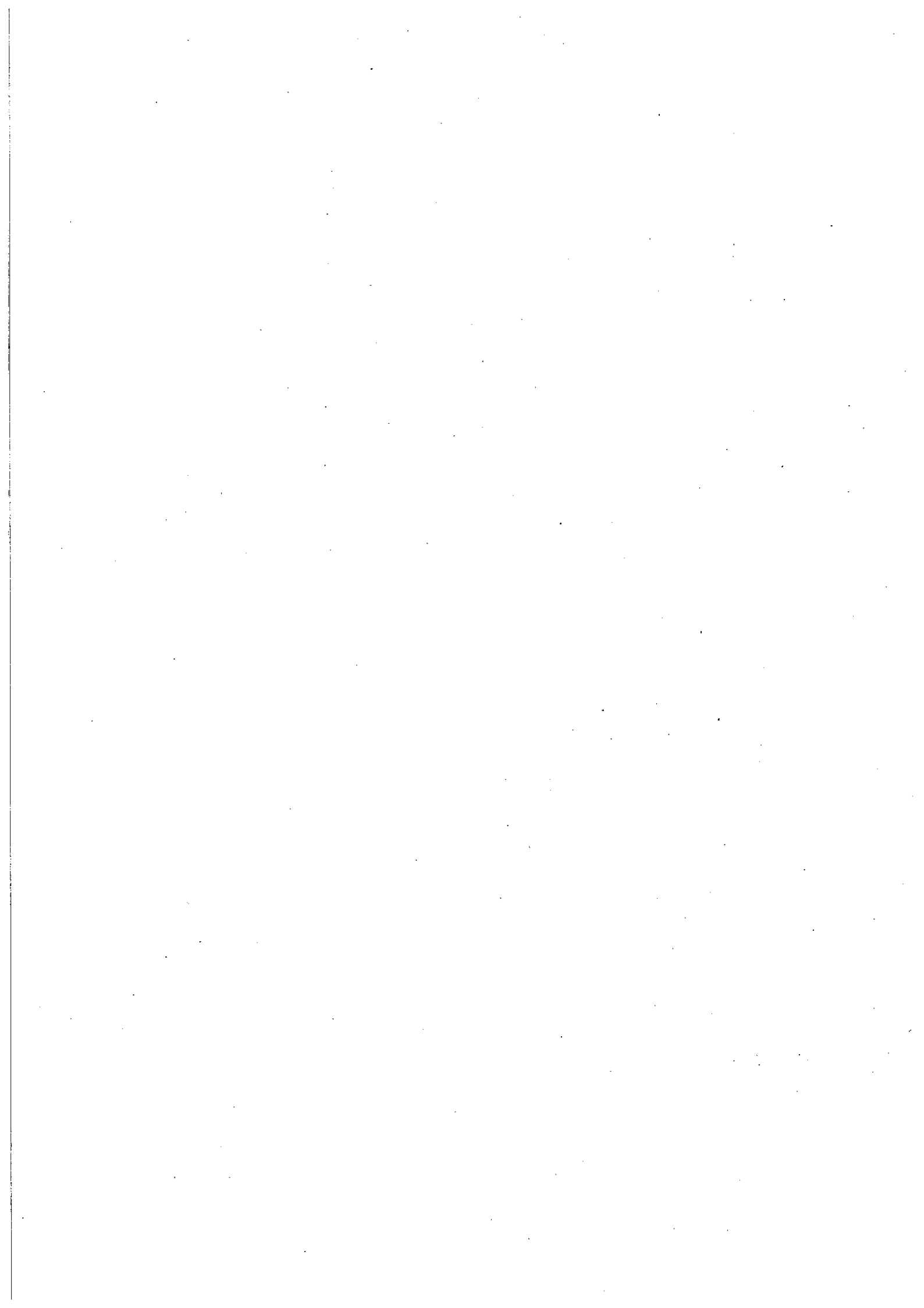
附則第 3 項中「この条例の施行の日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間」を「
当分の間」に、「令和 2 年 3 月 3 1 日までに」を「放課後児童支援員としての
業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

放課後児童支援員とみなす措置を設けるため、条例を改正いたしたい。



議案第13号

八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

八千代市長 服部友則

八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する
条例

八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成9年八千代市条
例第2号）の一部を次のように改正する。

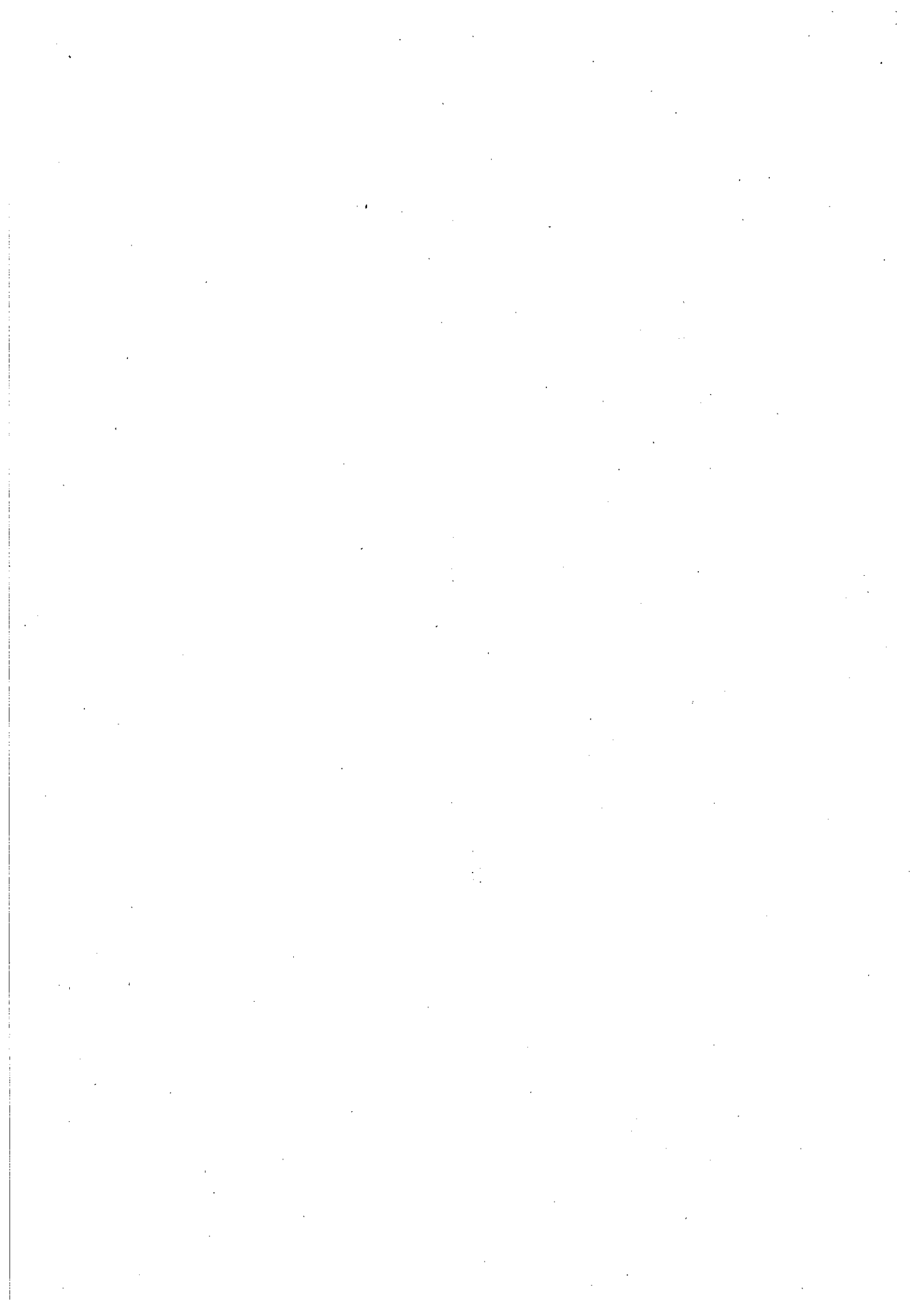
第2条第3項第5号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加
える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、
条例を改正いたしたい。



議案第14号

八千代市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

八千代市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

八千代市長 服部友則

八千代市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部
を改正する条例

八千代市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例（平成18
年八千代市条例第2号）の一部を次のように改正する。

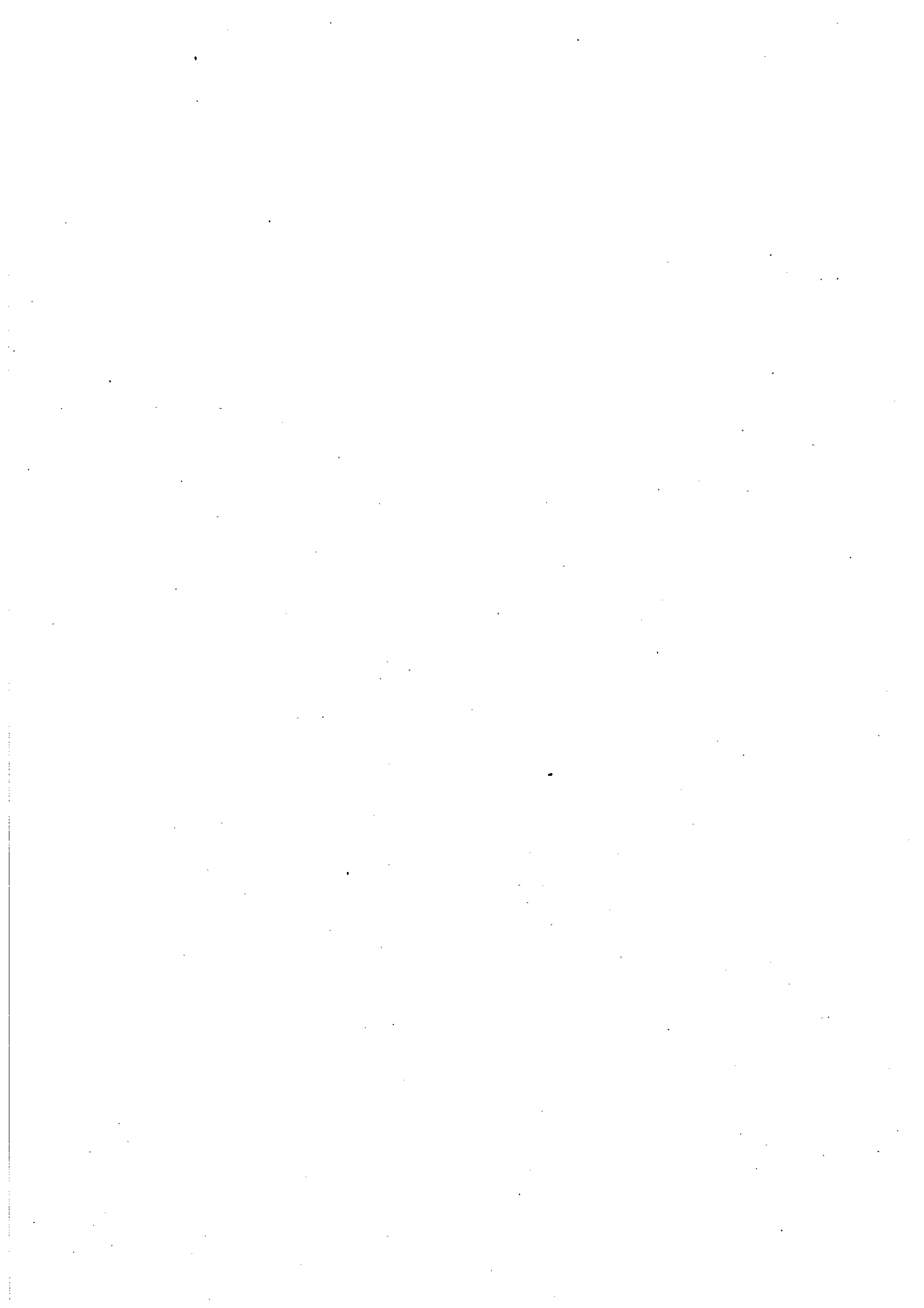
第1条中「10人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

八千代市障害者介護給付費等審査会の委員の定数を変更するため、条例を改
正いたしたい。



議案第 15 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 11 号)

議案第 16 号 令和 5 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 17 号 令和 5 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 18 号 令和 5 年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 19 号 令和 6 年度八千代市一般会計予算

議案第 20 号 令和 6 年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 1 号 令和 6 年度八千代市介護保険事業特別会計予算

議案第 2 2 号 令和 6 年度八千代市墓地事業特別会計予算

議案第 2 3 号 令和 6 年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 2 4 号 令和 6 年度八千代市水道事業会計予算

議案第 2 5 号 令和 6 年度八千代市公共下水道事業会計予算

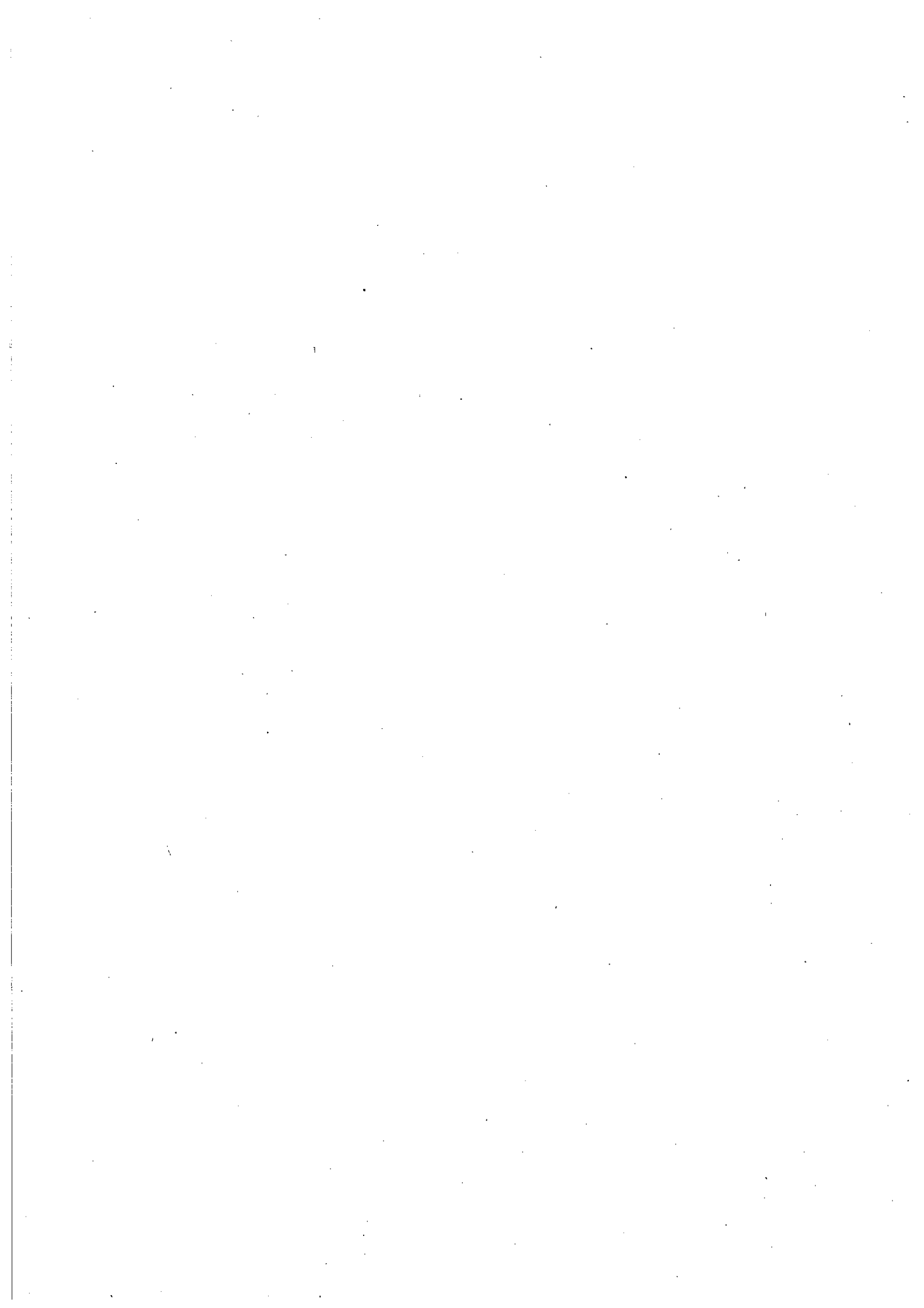
議案第26号

専決処分の承認を求めることについて

令和5年度八千代市一般会計補正予算（第10号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和6年2月20日提出

八千代市長 服部友則



議案第27号

教育委員会委員の任命について

八千代市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年2月20日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 左海尚子

住所 千葉県八千代市大和田

提案理由

令和6年3月31日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会委員を任命いたしたい。

